

芦屋市設計違算等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札等による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量の不整合は含まない。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は入札指名通知をした後、開札する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、市長は、設計違算を訂正し、及び訂正内容等を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

3 前項の規定により、入札を続行した場合は、訂正内容等を周知した日から入札書の提出期限までの期間の日数を5日以上確保しなければならない。

(開札後から落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行い、落札候補者を決定し、当該落札候補者を落札者と決定する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続きを取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

(落札決定後から契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、当該入札に係る契約を締結する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続き及び落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により落札者の決定を取り消し、再度の契約手続を行う場合は、原則として競争入札に付さなければならない。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、入札等による契約を締結した後に設計違算があることが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。この場合における入札及び落札者の決定の

取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合又は当該契約の履行状況等に照らして契約を解除することが市若しくは市民にとって不利益な場合で、かつ当該契約の相手方が契約の継続を望む場合は、契約を継続することができる。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、当該解除された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

(公表)

第7条 第5条第1項の規定により当該入札に係る手続を取り消し、又は第6条第1項の規定により当該契約を解除する場合は、速やかに公表するものとする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格及び最低制限価格の設定の誤りについて準用する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。